

株式交換、株式移転および株式交付の会計

(株)キャピタル・ストラテジー・コンサルティンク
 (商工研相談業務委嘱先)
 公認会計士

長井一浩

Q 株式交換、株式移転、株式交付の会計処理について教えてください。

A 資本関係のある複数の企業群を一つのグループとして経営を行っている場合に、株主が少数に分散している場合がみられます。このような会社において、資本効率と経営効率をアップして、ヒト・モノ・カネの経営資源の配分を効果的・効率的に行うために、グループ再編を行うことがあります。

グループ再編の形態としては、100%親子関係を構築する「タテ」の再編(完全子会社化)、または共通の100%親会社を持ち、複数の会社を並列に兄弟会社とする再編(持株会社化)が考えられます。完全子会社化あるいは持株会社化を行う場合に、「株式交換」や「株式移転」という手法を用いることが

あります。さらに、実質的に支配している会社を議決権比率上も子会社とするときなどに用いられる「株式交付」という手法もあります。

本稿では、企業グループの事業戦略上あるいは資本政策を目的とした株式交換および株式移転、また近年制度として設けられた株式交付による組織再編について、その会計処理に焦点をあてて解説します。

1. 組織再編の会計処理

株式交換および株式移転といった組織再編の会計処理については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に規定されています。また、これに関連して特に組織再

編における株主資本の内訳項目については、会社計算規則において規定されています。なお、本稿では株式交付についても株式交換に準じて取り扱います。

本稿において取り扱うグループ内での株式交換、株式移転および株式交付の会計処理については、「共通支配下の取引」として会計処理を行います。この場合に企業グループ内を移転する資産および負債は、原則として、移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上します。
 (*) 共通支配下の取引とは、企業結合を行う当事者である企業のすべてが、同一の株主により最終的に支配され、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。

2. 株式交換の会計処理

株式交換は、グループ再編においては、株式交換完全親会社(以下、完全親会社)となる会社が株式交換完全子会社(以下、

完全子会社)となる会社の少数株主に対して対価である完全親会社の株式を交付し、完全親子関係を構築する手法です。完全子会社となる会社の少数株主は、完全親会社から対価(株式)を受け取り、完全親会社の株主となります。

◆親会社(完全親会社)の会計処理

⑦完全子会社株式の取得原価の算定
 親会社が追加取得する完全子会社株式の取得原価は、取得の対価である完全子会社の少数株主に交付した完全親会社株式の時価に付随費用を加算して算定します。

⑧完全親会社の増加すべき株主資本の会計処理

株式交換により増加する完全親会社の資本は、払込資本(資本金または資本剰余金)として処理します(図表①②)。増加すべき払込資本の内訳項目(資

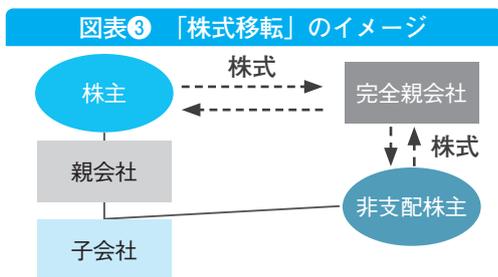
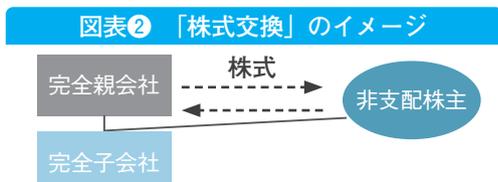
本金、資本準備金またはその他資本剰余金)は、会社法の規定に基づき決定します。

3. 株式移転の会計処理

株式移転は、株式移転完全子会社(以下、完全子会社)の株主がその保有する完全子会社株式と引き換えに新設される株式移転完全親会社(以下、完全親会社)の発行する株式を引き受ける手法です(図表③)。株式移転においても、ヒト・モノ・カネといった完全子会社の経営資源に変更を加えることなく、完全親子会社関係を構築することができ、これは、持株会社化によく用いられる手法

図表① 株式交換の会計処理

借方		貸方	
子会社株式	XXX※⑦	資本金	XXX※①
		資本準備金	XXX※①



です。

◆完全親会社の会計処理

(1)完全子会社株式の取得原価の算定

完全親会社が受け入れた完全子会社の株式(旧親会社株式と旧子会社株式)の取得原価は、各々以下の通りです。

⑦完全子会社株式(旧親会社株式)

・原則的な取り扱い
完全子会社株式(旧親会社株式)の取得原価は、完全子会社(旧親会社)の株式移転日の前日における適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定します。

完全子会社(旧親会社)の株式移転日の前日における適正な帳簿価額による株主資本の額と、直前の決算

日において算定された当該金額

との間に重要な差異がないと認められる場合には、完全親会社が受け入れる子会社株式(旧親会社株式)の取得原価は、完全子会社(旧親会社)の直前の決算日に算定された適正な帳簿価額による株主資本の額により算定することができます。

⑧完全子会社株式(旧子会社株式)

完全子会社株式(旧子会社株式)の取得原価は、完全子会社(旧子会社)の株式移転日の前日における持分比率に基づき、旧親会社持分相当額と非支配株主持分相当額に区分し、次の合計額として算定します。

旧親会社持分相当額については、完全子会社(旧子会社)の株式移転日の前日における適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定します。

非支配株主持分相当額については、取得の対価(交付した完全親会社の株式の時価相当額)に付随費用を加算して算定します。

(2)株式移転完全親会社の増加すべき株主資本の会計処理

完全親会社の増加すべき株主資本は、払込資本(資本金または資本剰余金)として処理します。

増加すべき払込資本の内訳項目(資本金、資本準備金またはその他資本剰余金)は、会社法の規定に基づき決定します。

4. 株式交付の会計処理

株式交付とは、株式会社が他の株式会社を子会社とするために、他の株式会社の株主から株式を譲り受け、当該株主に自社の株式を交付する手法です。したがって、基本的には議決権比率が小さい状態から、過半数保有の子会社化にするための行為です。ただし、グループ内において株式交付を用いる場合には、親会社に支配された子会社同士の株式交付や、議決権比率は低けれども実質的に支配している会社を議決権上も過半数保有とするために株式交付が用いられるものと考えられます。

株式交付の会計処理については、基本的には株式交換の会計処理に準じて処理するものと考えられます。

